

林政部優良工事施工者表彰選考基準

(目的)

第1 この基準は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第4条の規定に基づき、林政部の所管にかかる優良工事施工者表彰選考基準を定めることにより、優良工事施工者の適正な選考に資することを目的とする。

(審査事項)

第2 優良工事施工者の選考にあたり、審査する事項は次のとおりとする。

(1) 「岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱」の第2条及び第3条並びに「林政部優良工事施工者表彰実施細則」の第2条及び第3条の要件を満足していること。

(2) 次に掲げる各号のいずれかに該当する者であること。

ア 表彰事由：困難克服(1)

熱意を持って厳しい自然条件・施工条件を克服して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

イ 表彰事由：困難克服(2)

熱意を持って厳しい周辺環境・社会条件に対応して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

ウ 表彰事由：創意工夫

熱意を持って品質確保のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

エ 表彰事由：安全向上

熱意を持って労働環境・安全衛生の改善・向上のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

オ 表彰事由：地域貢献

熱意を持って地域への貢献活動に取り組み工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

(提出書類等)

第3 農林事務所長が林政部長あてに提出する必要書類及び推薦件数は、次のとおりとする。

(1) 必要書類

ア 優良工事施工者推薦書 1部 (様式 1)

イ 工事完成写真 1部 (様式 2)

ウ 工事成績評定表(写し) 1部

エ 推薦理由を説明するための補足資料 1部

(2) 推薦件数は、1～2件程度とする。

(表彰の件数)

第4 表彰の件数等については、次のとおりとする。

(1) 表彰の該当者が重複する場合は、それぞれ表彰を行う。なお、表彰の該当者が無い場合は、表彰を行わない。

(2) 表彰の件数は、次のとおりとする。

農林事務所の長による表彰

計 16件程度

(補 足)

第5 林政部長表彰については、別に定める。

(附則)

この基準は平成19年5月23日より施行する。

(附則)

この基準は平成20年6月 5日より施行する。